

筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する
県西総合公園施設の管理に関する条例施行規則

平成 12 年 4 月 14 日
規則第 5 号

改正 平成18年11月 8 日規則第 8 号 平成20年 3 月28日規則第 4 号
平成25年 3 月19日規則第 3 号 平成26年 3 月11日規則第 1 号
平成31年 4 月23日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑西広域市町村圏事務組合が茨城県知事の許可により管理する県西総合公園施設の管理に関する条例（平成 12 年組合条例第 7 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用日時等)

第 2 条 条例第 2 条に規定する組合管理有料施設（以下「組合管理有料施設」という。）の休業日は、県西総合公園の休園日とする。

2 バーベキュー広場及び多目的運動広場の使用時間は次のとおりとする。

4 月 1 日から11月30日まで	午前 8 時30分から午後 9 時まで
12月 1 日から 3 月31日まで	午前 8 時30分から午後 5 時まで

3 野外ステージ及びターゲット・バードゴルフ場の使用時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

4 管理者は、前 3 項の規定にかかわらず、管理上必要があると認めたときは、組合管理有料施設を臨時に休業し、休業日を変更し、又は使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する施設を使用しようとする者は、施設使用許可申請書（様式第 1 号）及び施設使用許可書（様式第 2 号）により管理者の許可を受けなければならない。

(使用料の減免手続)

第 4 条 条例第 7 条の規定により使用料の減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、次条第 1 号の事由に該当する場合を除き、施設使用料金減免申請書（様式第 3 号）を管理者に提出しなければならない。この場合において、減免申請者が次条第 2 号及び第 3 号に規定する者であるときは、これを証する書面を添付し、又は提示しなければならない。

(使用料の減免事由)

第 5 条 条例第 7 条に規定する規則で定める事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 茨城県又は筑西広域市町村圏事務組合が住民を対象に行う行事のために使用するとき。
- (2) 生活保護法による扶助を受けている者が使用するとき。
- (3) 障害者等が使用するとき。
- (4) 大学等を除く学校の幼児、児童又は生徒が参加する次に掲げる活動を行うために使用するとき。
 - ア 学校が行う学校教育活動
 - イ 茨城県中学校体育連盟が行う全国中学校体育大会等の予選会及び県大会
 - ウ 茨城県高等学校体育連盟が行う全国高等学校体育大会等の予選会及び県大会
 - エ 茨城県高等学校野球連盟が行う全国大会の県予選会又は県大会
- (5) 茨城県スポーツ少年団本部に登録されたスポーツ少年団が行う競技会又は練習会のために使用するとき。

(6) 茨城県、市町村、社会福祉法人、学校教育法第1条に規定する特別支援学校又は障害者等の団体が、生活保護法により扶助を受けている者、障害者等又は年齢70歳以上の者を対象に行う学校教育等のために使用する時。

(7) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めるとき。

第6条 条例第7条の規定による使用料の減額又は免除の対象、金額については、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月8日規則第8号）

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日規則第3号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月11日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月23日規則第7号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第6条関係）

使用料の減免対象事項	減免額	適用条項
1 公共団体が公共又は公益のために利用するとき。	全額	条例第7条第1号
2 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として使用するとき。	全額	条例第7条第2号
3 茨城県又は筑西広域市町村圏事務組合が、住民を対象に行う行事のために使用するとき。	全額	規則第5条第1号
4 生活保護法による扶助を受けている者が使用するとき。	全額(特別使用料金を除く)	規則第5条第2号
5 身体障害者等が使用するとき。	全額(特別使用料金を除く)	規則第5条第3号
6 大学等を除く学校の幼児、児童又は生徒が参加する次に掲げる活動を行うために使用するとき。 ア 学校が行う学校教育活動 イ 茨城県中学校体育連盟が行う全国中学校体育大会等の予選会及び県大会 ウ 茨城県高等学校体育連盟が行う全国高等学校体育大会等の予選会及び県大会 エ 茨城県高等学校野球連盟が行う全国大会の県予選会又は県大会野球連盟が行う全国大会の県予選会又は県大会	半額(特別使用料金を除く)	規則第5条第4号
7 茨城県スポーツ少年団本部に登録されたスポーツ少年団が行う競技会又は練習会のために使用するとき。	半額(特別使用料金を除く)	規則第5条第5号
8 茨城県、市町村、社会福祉法人、学校教育法第1条に規定する特別支援学校又は障害者等の団体が、生活保護法により扶助を受けている者、障害者等又は年齢70歳以上の者を対象に行う学校教育等のために使用するとき。	全額(特別使用料金を除く)	規則第5条第6号
9 上記以外の場合であって、管理者が特に必要と認めたとき。	全額	規則第5条第7号

備考 表中の「特別使用料金」とは、多目的運動広場の照明料、バーベキュー広場の燃料代をいう。

施 設 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日
 筑西広域市町村圏事務組合 市 町
 管 理 者 様 住 所 郡 村 番地
 申請者 氏 名
 電 話

下記のとおり申請します。

県 西 総 合 公 園 組 合 管 理 有 料 施 設

使用する公園施設の名称（番号に○印をつける）

- 1 バーベキュー広場（ A棟・B棟・C棟・D棟・E棟・F棟 ）
- 2 野外ステージ
- 3 ターゲット・バードゴルフ場
- 4 多目的運動広場（ 野球場・サッカー場 ）

その他 個人（ ）・家族・職場・学校・地域活動（ ）

使用の期間及び時間 午前 午前
 年 月 日 時 分 ～ 時 分
 午後 午後

使用責任者の住所及び氏名
 住 所 氏 名

使用人員 名 使用する用具

使用料徴収の有無 有 無	使 用 料 の 額	施設使用料 ¥ (団体・減免)
		照 明 料 ¥
		オガライト代 ¥

その他必要な事項 合計¥

受 領 証

県西総合公園 組合管理有料施設使用料 円也
 受領いたしました。

施設使用料金減免申請書			
		年	月 日
筑西広域市町村圏事務組合		市	町
管 理 者 様	住 所	郡	村 番地
	申請者 氏 名		Ⓜ
	電 話		
〔 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名 〕			
県西総合公園 組合管理有料施設			
許可を受けようとする施設若しくは物件の種類又は名称（番号に○印をつける）			
1 バーベキュー広場（ A棟・B棟・C棟・D棟・E棟・F棟 ）			
2 野外ステージ			
3 ターゲット・バードゴルフ場			
4 多目的運動広場（ 野球場・サッカー場 ）			
使用料金の額			円
減免（免除）申請額			円
申請の理由			
減額（免除）の対象となる人員			名

(注) 自筆による署名をする場合は、押印を省略することができる。